

那 霸 市 公 報

第 1 8 2 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇条 例◇

○那 霸 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (人 事 課) …… 982

◇規 則◇

○那 霸 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 及 び 休 暇 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 及 び 那 霸 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 及 び 休 暇 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課) …… 989

○那 霸 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課) …… 992

○那 霸 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課) …… 995

○那 霸 市 国 民 健 康 保 険 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (国 民 健 康 保 険 課) …… 1001

◇告 示◇

○随 意 契 約 の 公 表 に つ い て (こ ど も 教 育 保 育 課) …… 1003

○建 築 基 準 法 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に よ る 道 路 の 指 定 に つ い て (建 築 指 導 課) …… 1005

○令 和 4 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) (財 政 課) …… 1006

○令 和 4 年 度 那 霸 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) (ち ゃ ゃ ん が ん じ ゅ う 課) …… 1011

○身 体 障 害 者 手 帳 交 付 に 係 る 医 師 の 指 定 に つ い て (障 が い 福 祉 課) …… 1013

○指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) の 指 定 に つ い て (障 が い 福 祉 課) …… 1014

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) 1015
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) 1017
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課) 1018
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課) 1019
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について (保護管理課) 1020
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課) 1021
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) 1022
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課) 1024
- 令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (国民健康保険課) 1025
- 令和 4 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (国民健康保険課) 1026

◇ 公 告 ◇

- 「那覇市西消防署小禄南出張所消防救急デジタル無線基地局アンテナ設置業務委託契約」に係る制限付一般競争入札について (消防局指令情報課) 1028
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 1032
- 「那覇市消防局業務用タブレット端末賃貸借及び通信サービス提供業務」に係る制限付一般競争入札について (消防局総務課) 1033

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局企業職員就業規程及び那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程…………… 1035

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1038

◇上下水道局公告◇

○令和 5・6 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請の受付について…… 1039

条 例

那霸市条例第28号
令和4年9月30日
公 布 済

那霸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(法第2条第1項の子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下このイ及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当する者以外のもの</u></p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) その養育する子(法第2条第1項の子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該</u></p>

職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)～(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該

末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情があるときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場

子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされ

合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合

た日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ [略]

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ [略]

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合)にあつては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育

(1)～(2) [略]

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6)～(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)～(3) [略]

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 [略]

(1)～(4) [略]

(5)～(6) [略]

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書により</u>任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) [略]</p>	<p>(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)</p> <p>第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書により申出があった育児休業又は育児短時間勤務については、改正後の第3条又は第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規 則

那霸市規則第40号

令和 4 年 9 月 30 日

公 布 済

那霸市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則及び那霸市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則及び那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)			別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)		
号	休暇を受ける場合	期間	号	休暇を受ける場合	期間
[略]			[略]		
13	職員の配偶者が出産する場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)	13	職員の配偶者が出産する場合で、職員が育児、出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日以後1年の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。					

(那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年休以外の休暇) 第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。	(年休以外の休暇) 第13条 [略]

<p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 任用職員の配偶者が出産する場合で、任用職員が<u>育児や出産の付添い</u>等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日<u>後8週間</u>の期間内において、1日又は1時間を単位として7日の範囲内で市長が別に定める期間</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 任用職員の配偶者が出産する場合で、任用職員が<u>育児、</u>出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日<u>以後1年</u>の期間内において、1日又は1時間を単位として7日の範囲内で市長が別に定める期間</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

那霸市規則第41号
令和4年9月30日
公 布 済

那霸市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である職員を除く。)及び第55条第1項第8号から第10号までに掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(勤勉手当の支給基準)</p> <p>第57条の8 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 前項に規定する勤務期間は、給料表の適</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員及び第55条第1項第8号から第10号までに掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(勤勉手当の支給基準)</p> <p>第57条の8 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 [略]</p>

<p>用を受ける職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である職員を除く。)及び第55条第1項第8号から第10号までに掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3)～(11) [略]</p> <p>8～10 [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(第56条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員及び第55条第1項第8号から第10号までに掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3)～(11) [略]</p> <p>8～10 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

那霸市規則第42号
令和4年9月30日
公 布 済

那霸市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成4年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条の2 [略]</p> <p>(<u>条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合)</p> <p>第1条の3 <u>条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子について、<u>条例第3条第6号</u>の保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)後の期間において、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として<u>条例第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号の養子縁組里親である者若しくは同条第1号の養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子</p>	<p>(<u>条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則</u>で定める特別の事情)</p> <p>第1条の2 <u>条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則</u>で定める特別の事情は、<u>条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>第1条の3 [略]</p> <p>(<u>条例第2条の3第3号ウ</u>の規則で定める場合)</p> <p>第1条の4 <u>条例第2条の3第3号ウ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子について、<u>条例第3条第5号</u>の保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)後の期間において、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として<u>条例第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号の養子縁組里親である者若しくは同条第1号の養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子</p>

縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間において常態として当該子を養育する予定であったものが次の各号のいずれかに該当する場合

ア～エ [略]

(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)

第1条の4 条例第2条の4第2号の規則で定める場合については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)」とあるのは「1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(第1号様式)により行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して当該請求をする場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当する場合)にあつては、2週間)前までに行うものとする。

縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間において常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当する場合

ア～エ [略]

(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)

第1条の5 条例第2条の4第3号の規則で定める場合については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)」とあるのは「1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して当該請求をする場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次の各号のいずれかに該当する場合には、2週間)前までに行うものとする。

(1) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(条例第2条の3第2号の地方等育児休業をいう。以下この号において同じ。))の期間の末日とされた日が当該請求に

2 [略]

(育児休業等計画書)

第3条 条例第3条第5号又は第11条第6号の育児休業等計画書は、第2号様式によるものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 第2条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日であるとき。

(2) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日であるとき。

(3) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

2 [略]

第3条 削除

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合には、2週間)前までに行うものとする。

(1) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(2) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

(3) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

2 第2条第2項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

<p>(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の届出は、育児状況変更届(第3号様式)により行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(育児短時間勤務承認請求書)</p> <p>第11条 条例第13条に規定する請求は、育児短時間勤務承認請求書(第4号様式)により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(部分休業の手続)</p> <p>第15条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(第5号様式)により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第16条 [略]</p> <p>第1号様式(第2条関係) [略]</p> <p>第2号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第3号様式(第6条関係) [略]</p> <p>第4号様式(第11条関係) [略]</p> <p>第5号様式(第15条関係) [略]</p> <p>備考</p>	<p>(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の届出は、育児状況変更届により行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(育児短時間勤務計画書等)</p> <p>第11条 条例第11条第6号に規定する申出は、育児短時間勤務計画書により行うものとする。</p> <p>2 条例第13条に規定する請求は、育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(部分休業の手続)</p> <p>第15条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(様式等)</p> <p>第16条 次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">文書の名称</th> <th style="text-align: left;">関係規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育児休業承認請求書</td> <td>第2条第1項及び第4条第1項</td> </tr> <tr> <td>育児状況変更届</td> <td>第6条第2項</td> </tr> <tr> <td>育児短時間勤務計画書</td> <td>第11条第1項</td> </tr> <tr> <td>育児短時間勤務承認請求書</td> <td>第11条第2項</td> </tr> <tr> <td>部分休業承認請求書</td> <td>第15条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>第17条 [略]</p>	文書の名称	関係規定	育児休業承認請求書	第2条第1項及び第4条第1項	育児状況変更届	第6条第2項	育児短時間勤務計画書	第11条第1項	育児短時間勤務承認請求書	第11条第2項	部分休業承認請求書	第15条第1項
文書の名称	関係規定												
育児休業承認請求書	第2条第1項及び第4条第1項												
育児状況変更届	第6条第2項												
育児短時間勤務計画書	第11条第1項												
育児短時間勤務承認請求書	第11条第2項												
部分休業承認請求書	第15条第1項												

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

那霸市規則第43号
令和4年9月30日
公 布 済

那霸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日)</p> <p>4 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第32号)付則の規則で定める日は、<u>令和4年9月30日</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日)</p> <p>4 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第32号)付則の規則で定める日は、<u>令和4年12月31日</u>とする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 284 号
令和 4 年 9 月 27 日
掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第21条の規定により次のとおり公表する

那覇市長 城 間 幹 子

契約締結後

契約締結日	令和4年9月16日
契約相手方の氏名及び住所	沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ3階 公益社団法人 那覇市シルバー人材センター 理事長 翁長 聡
契約金額	単価額。詳細は、別紙のとおり。
契約理由	条件を満たしているものが当該団体のみであること。また、当該業務を委託することにより、本市の高齢者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいを支援できるため。
契約担当課	こどもみらい部こども教育保育課 (861-2113)

※詳細は契約担当課までお問い合わせください。

別紙

令和 4 年度 那覇市立認定こども園等営繕業務委託 単価表

単位：円／回

技能職（植木剪定等）	8,700
技能職等の手伝い及び軽労務	7,200
一般作業	6,700

単位：円／枚

技能職（網戸張替）片面大	1,650
技能職（網戸張替）片面中	1,320
技能職（襖張替）両面大	2,200
技能職（襖張替）片面大	1,650

※上記一営繕業務につき、引き取り・納品費用として960円加算

※材料費等については、別途計上とする。

単位：円／kg

草木処理	25	運転手・車輛使用料・処理費含む
------	----	-----------------

以上の単価にセンター事務費、消費税額を加えた金額が請求金額となる。

センター事務費	15%	= 単価×実施数量×15%
消費税	10%	= (単価×実施数量+草木処理費+センター事務費+材料費) ×10%

請負額＝単価×実施数量＋草木処理費＋材料費＋センター事務費＋消費税額

那覇市告示第 300 号
令和 4 年 10 月 4 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指 定 番 号 : 第 1 号
- 2 指定道路の種類 : 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指 定 年 月 日 : 令和 4 年 10 月 4 日
- 4 指定道路の位置 : 那覇市字真地御殿後原 20 番 10、18、19、20、21、22、
25 番 3、26 番 7、8
- 5 指定道路の幅員 : 6.00m
- 6 指定道路の延長 : 40.16m

那覇市告示第 318 号

令和 4 年 10 月 17 日

令和 4 年（2022年）9 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度那覇市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,324,851 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 171,034,492 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		8,685,507	261,183	8,946,690
	1 地方交付税	8,685,507	261,183	8,946,690
15 国庫支出金		49,443,935	2,917,218	52,361,153
	1 国庫負担金	39,004,803	1,170,921	40,175,724

	2 国庫補助金	10,343,377	1,743,621	12,086,998
	3 委託金	95,755	2,676	98,431
16 県支出金		16,309,607	219,707	16,529,314
	2 県補助金	6,420,185	219,707	6,639,892
19 繰入金		6,653,376	277,332	6,930,708
	1 特別会計繰入金	4,045	274,783	278,828
	2 基金繰入金	6,649,331	2,549	6,651,880
20 繰越金		500,000	5,510,183	6,010,183
	1 繰越金	500,000	5,510,183	6,010,183
21 諸収入		1,502,589	21,716	1,524,305
	3 貸付金元利収入	185,970	△ 61	185,909
	4 受託事業収入	156,195	20,500	176,695
	5 雑入	1,123,067	1,277	1,124,344
22 市債		13,891,866	△ 1,882,488	12,009,378
	1 市債	13,891,866	△ 1,882,488	12,009,378
歳 入 合 計		163,709,641	7,324,851	171,034,492

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,394,483	3,272,646	15,667,129
	1 総務管理費	9,738,633	3,270,109	13,008,742
	2 徴税費	1,194,121	1,349	1,195,470
	3 戸籍住民基本台帳費	892,254	1,188	893,442
3 民生費		89,163,420	925,699	90,089,119
	1 社会福祉費	30,470,900	807,585	31,278,485
	2 児童福祉費	33,593,304	118,114	33,711,418
4 衛生費		14,001,551	2,306,596	16,308,147
	1 保健衛生費	10,609,682	2,277,465	12,887,147
	2 清掃費	3,391,869	29,131	3,421,000

6 農林水産業費		403,933	163,868	567,801
	3 水産業費	309,678	163,868	473,546
7 商工費		1,286,264	467,824	1,754,088
	1 商工費	1,286,264	467,824	1,754,088
8 土木費		13,721,711	△ 14,099	13,707,612
	4 都市計画費	6,358,888	△ 16,648	6,342,240
	5 住宅費	5,006,788	2,549	5,009,337
9 消防費		3,176,984	27,641	3,204,625
	1 消防費	3,176,984	27,641	3,204,625
10 教育費		14,747,776	174,676	14,922,452
	1 教育総務費	2,148,695	10,561	2,159,256
	2 小学校費	7,036,322	32,668	7,068,990
	3 中学校費	1,763,078	710	1,763,788
	4 社会教育費	1,764,979	23,965	1,788,944
	5 保健体育費	2,034,702	106,772	2,141,474
12 公債費		13,816,668	0	13,816,668
	1 公債費	13,816,668	0	13,816,668
歳 出 合 計		163,709,641	7,324,851	171,034,492

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			65,362
	1 社会福祉費		65,362
		壺川老人福祉センター耐震改修及び外壁改修工事	65,362
4 衛生費			6,730
	2 清掃費		6,730
		塵芥収集車両購入事業	6,730
合 計			72,092

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
行政手続オンライン化推進事業（企画調整課）	令和5年度から 令和7年度まで	14,750
泊漁港再整備事業（商工農水課）	令和5年度	84,040
家庭ごみ有料化事業（業務委託料）（環境政策課）	令和4年度から 令和6年度まで	204,983
デジタル化推進事業（消防局総務課）	令和5年度から 令和6年度まで	1,503

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
真地市営住宅高齢者施設建設事業（ちゃーがんじゅう課）	令和5年度から 令和6年度まで	110,452	令和4年度から 令和6年度まで	145,585
那覇市道路照明灯LED化事業（道路管理課）	令和4年度から 令和14年度まで	259,290	令和4年度から 令和15年度まで	323,690

第 4 表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 社会福祉施設整備事業	203,600	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	192,300	補正前に同じ		
5 道路整備事業	167,700				183,500			
12 臨時財政対策債	4,288,000				2,401,012			

那覇市告示第 319 号

令和 4 年 10 月 17 日

令和 4 年 (2022年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 113, 349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30, 785, 340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 介護保険料		5, 805, 290	△89, 949	5, 715, 341
	1 介護保険料	5, 805, 290	△89, 949	5, 715, 341
3 国庫支出金		7, 107, 141	97, 678	7, 204, 819
	2 国庫補助金	2, 108, 657	97, 678	2, 206, 335
5 県支出金		3, 999, 176	△2, 440	3, 996, 736
	3 県補助金	360, 239	△2, 440	357, 799

7 繰入金		4,923,505	11,329	4,934,834
	1 他会計繰入金	4,923,504	11,329	4,934,833
8 繰越金		1	1,096,720	1,096,721
	1 繰越金	1	1,096,720	1,096,721
9 諸収入		2,229	11	2,240
	2 雑入	932	11	943
歳入合計		29,671,991	1,113,349	30,785,340

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		1,138,579	5,544	1,144,123
	1 総務管理費	815,203	5,544	820,747
4 基金積立金		57	429,861	429,918
	1 基金積立金	57	429,861	429,918
5 地域支援事業費		1,938,577	0	1,938,577
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	999,251	0	999,251
6 諸支出金		18,102	677,944	696,046
	1 償還金及び還付加算金	18,101	469,898	487,999
	2 繰出金	1	208,046	208,047
歳出合計		29,671,991	1,113,349	30,785,340

第 2 表 債務負担行為補正

変更

単位:千円

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
地域包括支援センター業務委託包括支援事業(令和5年度～令和9年度) (ちゃーがんじゅう課)	令和4年度から令和9年度まで	2,656,055	令和4年度から令和9年度まで	2,839,655

那覇市告示第 320 号
令和 4 年 10 月 17 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき令和4年9月27日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	安原 容子	内科	沖縄赤十字病院
2	比嘉 瞳	神経内科	大浜第一病院
3	湧川 朝雅	内科	那覇市立病院
4	新垣 智也	小児科	那覇市立病院
5	竹本 直輝	小児科	那覇市立病院
6	吉田 絵理	形成外科	那覇市立病院
7	宮城 裕人	小児科	那覇市立病院
8	大山 有希子	小児科	那覇市立病院

那覇市告示第 321 号
令和 4 年 10 月 17 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき令和4年10月1日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
訪問看護 Tee off 那覇市前島3丁目8番7号	株式会社 Tee off 代表取締役 香澤 勝	育成医療・ 更生医療	令和4年 10月1日
訪問看護ステーション シャローム 那覇市牧志3丁目22番35 グレイスハイム喜納Ⅲ 1階	合同会社 JLU611 代表社員 外間 聖子	育成医療・ 更生医療	令和4年 10月1日

那覇市告示第 322 号
令和 4 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
訪問看護ステーションくもじ	株式会社 IWASAKI	令和 4 年 8 月 1 日～ 令和 10 年 7 月 31 日
那覇市久茂地三丁目 4 番 16 号 3-A		
訪問看護ステーション シャローム	合同会社 JLU611	令和 4 年 8 月 1 日～ 令和 10 年 7 月 31 日
那覇市牧志三丁目 22 番 35 号グレイスハイム喜納Ⅲ 1 階		
訪問看護ステーション エスタジオ小祿	株式会社 偕生ケアサービス	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
那覇市宮城 1 丁目 18 番 1 号エスタジオ小祿 2 階		
訪問看護ステーションさくら	合同会社 RH	令和 4 年 5 月 1 日～ 令和 10 年 4 月 30 日
那覇市字上間 559-1 サンフェアリー毎日 102		

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
嶺井医院	嶺井 定嗣	令和 4 年 7 月 14 日～ 令和 10 年 7 月 13 日
那覇市字安里 398 番地		
はんたがわ薬局	株式会社アミティ	令和 4 年 8 月 1 日～ 令和 10 年 7 月 31 日
那覇市繫多川三丁目 5 番 18 号		
ホロス養生クリニック	濱田 賢治	令和 4 年 8 月 8 日～ 令和 10 年 8 月 7 日
那覇市首里石嶺町 2-258-2		

那覇市告示第 323 号

令和 4 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
ホロス養生クリニック	濱田 賢治	令和 4 年 8 月 7 日
那覇市首里石嶺町 2-258-2		
はんたがわ薬局	有限会社フレンド	令和 4 年 7 月 31 日
那覇市繁多川三丁目 5 番 18 号		
嶺井医院	嶺井 定一	令和 4 年 7 月 14 日
那覇市宇安里 398 番地		

那覇市告示第 324 号
令和 4 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
訪問看護ステーション糸		令和4年8月22日
開設者	株式会社ハピネス (合同会社ハピネス)	

那覇市告示第 325 号

令和 4 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
指定居宅介護支援事業所まわし (居宅介護支援)	令和 4 年 7 月 31 日
那覇市三原 2-1-12 オシスガ`イ`エス`バ`ラ`ナ B-3	
医療法人彩心会 通所リハビリテーション蔡温橋 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	令和 4 年 9 月 30 日
那覇市安里 1 丁目 1 番 18 号 2 階	

那覇市告示第 326 号
令和 4 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	所 在 地	休止年月日
医療法人陽心会 大道中央病院 (訪問看護・介護予防訪問看護)		
那覇市安里 1 丁目 1 番 37 号		

那覇市告示第 327 号

令和 4 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
介護パートナー		令和 4 年 6 月 1 日
所在地	那覇市小禄 1 丁目 21 番 11 号 (那覇市与儀 2 丁目 4 番 1 号)	
訪問看護ステーション系		令和 4 年 8 月 22 日
開設者	株式会社 ハピネス (合同会社 ハピネス)	

那覇市告示第 328 号

令和 4 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
宮城 永全	はり・きゅう	令和4年7月21日
はり・きゅう・あん摩マッサージ 大翔みんなの治療院	那覇市長田2-32-20ハイライズ成輝703	
宮城 永全	あん摩・マッサージ	令和4年7月21日
はり・きゅう・あん摩マッサージ 大翔みんなの治療院	那覇市長田2-32-20ハイライズ成輝703	
中川 裕志	はり・きゅう	令和4年7月19日
KEiROW 那覇中央ステーション	那覇市泊1-6-2ライオンズマンション泊901	

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
上江洲 施実	はり・きゅう	令和 4 年 7 月 1 日
訪問マッサージ ハートナー沖縄	那覇市字松川 299 番地町田アパート A-1	
上江洲 施実	あん摩・マッサージ	令和 4 年 7 月 1 日
訪問マッサージ ハートナー沖縄	那覇市字松川 299 番地町田アパート A-1	
田崎 路裕	はり・きゅう	令和 4 年 5 月 23 日
訪問マッサージ ハートナー沖縄	那覇市字松川 299 番地町田アパート A-1	
田崎 路裕	あん摩・マッサージ	令和 4 年 5 月 23 日
訪問マッサージ ハートナー沖縄	那覇市字松川 299 番地町田アパート A-1	

那覇市告示第 329 号

令和 4 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
上江洲 施実	あん摩マッサージ はり・きゅう	令和3年10月31日
琉球治療院	那覇市銘苅2丁目11番19号 クローバーサイト新都心2F	
上江洲 施実	あん摩マッサージ はり・きゅう	令和4年6月30日
フレアス在宅マッサージ 沖縄	那覇市銘苅1-9-28	

那覇市告示第 330 号

令和 4 年 10 月 17 日

令和 4 年 (2022年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 4 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 65,139 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,408,116 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 表 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 4,536,951	千円 2,506	千円 4,539,457
	1 他会計繰入金	4,536,950	2,506	4,539,456
7 繰越金		1	65,139	65,140
	1 繰越金	1	65,139	65,140
8 諸収入		1,923,314	△2,506	1,920,808
	1 雑入	1,900,316	△2,506	1,897,810
歳 入 合 計		39,342,977	65,139	39,408,116

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		10,923,054	0	10,923,054
	1 医療給付費分	8,082,252	0	8,082,252
9 諸支出金		61,108	65,139	126,247
	2 繰出金	2	65,139	65,141
歳 出 合 計		39,342,977	65,139	39,408,116

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
令和 5 年度国保税ミニガイド（冊子）の作製費（国民健康保険課）	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1,732

那覇市告示第 331 号

令和 4 年 10 月 17 日

令和 4 年（2022 年）9 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,139 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,652,496 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	20,139	20,140
	1 繰越金	1	20,139	20,140
歳 入 合 計		3,632,357	20,139	3,652,496

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,565,839	20,099	3,585,938
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,565,839	20,099	3,585,938
3 諸支出金		10,330	40	10,370
	2 繰出金	1	40	41
歳 出 合 計		3,632,357	20,139	3,652,496

公 告

那覇市公告第 370 号

令和 4 年 9 月 28 日

掲 示 済

「那覇市西消防署小禄南出張所消防救急デジタル無線基地局アンテナ設置業務委託契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市西消防署小禄南出張所消防救急デジタル無線アンテナ設置業務委託契約
- (2) 履行場所 那覇市西消防署小禄南出張所
- (3) 履行内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年1月15日

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加

資格審査申請書、印鑑証明書（原本）、業務実績調書、誓約書（市指定様式）、市町村税等完納証明書（写し可）、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）を令和 4 年 10 月 25 日までに提出して下さい。郵送での提出の場合においても提出期限までに必着をお願いします。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は 3 ヶ月以内に取得したものを提出して下さい。

4 仕様書等の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間 令和 4 年 10 月 17 日（月）から令和 4 年 10 月 24 日（月）

※土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）

(2) 配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。

※F A X、郵送での配布は行いません。

5 入札日時及び場所

(1) 日時 令和 4 年 10 月 28 日（金）午後 3 時から

(2) 場所 那覇市消防局 5 階作戦会議室（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号）

6 入札時提出書類

(1) 入札書（市指定様式）

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市指定様式）

※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第 8 条各号のいずれかに該当するときは免除する。

(2) 契約保証金 那覇市契約規則第 30 条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

8 入札の無効

那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 最低賃金遵守誓約書の提出

契約を締結した者は、契約締結後、速やかに市指定様式の最低賃金遵守誓約書を提出すること。

10 その他

郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

11 問い合わせ先

那覇市消防局指令情報課 担当 金元 T E L 868-9911 F A X 868-9912

西消防署小禄南出張所消防救急デジタル無線基地局
アンテナ設置業務委託契約仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、那覇市消防局が発注する消防救急デジタル無線アンテナ設置業務に必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

業務内容については、那覇市消防局の消防救急デジタル無線の通信に必要な作業とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年1月15日（日）までの間。

4 履行場所

那覇市宇栄原4丁目2番2号 那覇市西消防署小禄南出張所

5 履行計画書

- (1) 受託者は、契約締結後、14日以内に履行計画書（様式は問わない）を作成し、委託者に提出しなければならない。
- (2) 履行計画書には、下記事項を記載すること。
 - ア. 業務工程表
 - イ. 履行体制及び連絡体制

6 一般事項

本工事に使用する機器及び資材等は、別紙1によるものとし、全て記載されている物と同等品、もしくは同等品以上とする。なお、本工事の完成ならびに諸法規上当然必要と認められるものは、明記なき事項でも請負者が責任もって施工し、その費用も負担する。

7 業務終了報告及び完了検査

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式1）を委託者に提出すること。
- (2) 委託者は、受託者から委託業務完了の報告があったときは、業務の完了を確認するための検査を行うこと。

別紙 1

消防救急デジタル無線基地局アンテナの標準仕様・数量

● アンテナ標準仕様

仕様項目		仕様内容
1	アンテナ型式	コーリニア型アンテナ
2	用途	固定局用 垂直偏波
3	使用周波数	260～275MHz
4	入力インピーダンス	公称 50Ω
5	V S W R	1.5 以下
6	利得 (標準値)	4.15 dBi
7	指向性 (標準値)	E面半値幅 40° H面無指向性
9	絶縁抵抗	給電点にて乾燥時 DC500V にて 500MΩ 以上
10	耐電圧	給電点にて乾燥時 AC1000V1 分間加え 異常ないこと
12	給電部接栓	N-J 型
13	質量	約 3.5 kg
14	受風面積	約 0.08 m ²
15	最大受風荷重	90m/sec の時 約 397N
16	耐風速	最大瞬間風速にて 90m/sec

● アンテナ設置数

1 式	設置場所：	那覇市宇宇栄原 4 丁目 2 番 2 号 那覇市西消防署小緑南出張所
-----	-------	---------------------------------------

那覇市公告第 381 号
令和 4 年 9 月 28 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和 2 年12月15日 第 R 2 - 04 - 01 号
那覇市指令ま建指第2627号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市三原二丁目325番 1 他 4 筆
- 3 公共施設
防火水槽
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市松尾一丁目19番27号
株式会社 ミルコ
代表取締役 新垣 明則
- 5 検査済証番号
令和 4 年 9 月 27 日 那ま建指第107号
- 6 工事完了年月日
令和 4 年 8 月 30 日

那覇市告示第 412 号
令和 4 年 10 月 17 日

「那覇市消防局業務用タブレット端末賃貸借及び通信サービス提供業務」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市消防局業務用タブレット端末賃貸借及び通信サービス提供業務
- (2) 履行内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和4年12月1日から令和6年11月30日（24か月）

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、印鑑証明書（原本）、使用印鑑届（市指定様式）、業務実績調書、誓約書（市指定様式）、市町村税等完納証明書（写し可）、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）を令和4年10月25日までに提出して下さい。郵送での提出の場合においても提出期限までに必着をお願いします。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は3ヵ月以内に取得したものを提出

して下さい。

4 仕様書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間 令和4年10月17日(月)から令和4年10月24日(月)
※土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)
- (2) 配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。
※FAX、郵送での配布は行いません。

5 入札説明会日時及び場所

- (1) 日時 令和4年10月24日(月)午後2時から
- (2) 場所 那覇市消防局4階 第1会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)

6 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和4年10月28日(金)午後2時から
- (2) 場所 那覇市消防局4階 第1会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)

7 入札時提出書類

- (1) 入札書(市指定様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市指定様式)
※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。
- (2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

11 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 友寄 TEL 867-0119 FAX 869-1190

上下水道局規程

那霸市上下水道局規程第 13 号
令 和 4 年 9 月 27 日
公 布 済

那霸市上下水道局企業職員就業規程及び那霸市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局企業職員就業規程及び那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

(那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2(第10条の3関係)			別表第2(第10条の3関係)		
号	休暇を受ける場合	期間	号	休暇を受ける場合	期間
[略]			[略]		
13	職員の配偶者が出産する場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)	13	職員の配偶者が出産する場合で、職員が育児、出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日以後1年の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。					

(那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程第7号)の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
(年休以外の休暇) 第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。	(年休以外の休暇) 第13条 [略]

<p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 任用職員の配偶者が出産する場合で、職員が<u>育児</u>や<u>出産の付添い</u>等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)目に当たる日から出産の日<u>後8週間</u>の期間内において、1日又は1時間を単位として7日の範囲内で管理者が別に定める期間</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 任用職員の配偶者が出産する場合で、職員が<u>育児</u>、<u>出産の付添い</u>等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)目に当たる日から出産の日<u>以後1年</u>の期間内において、1日又は1時間を単位として7日の範囲内で管理者が別に定める期間</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 12 号
令和 4 年 9 月 26 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 552 号
指定工事店名	有限会社建水
営業所所在地	沖縄県浦添市仲間一丁目19番 9 号
代表者氏名	宮城 嗣尚
有効期間	自 令和 4 年 9 月 14 日
	至 令和 9 年 3 月 31 日

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 89 号

令和 4 年 9 月 28 日

掲 示 済

令和 5・6 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請の受付について

令和 5・6 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請の受付を次のとおり行います。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

1 対象業種

- (1) 水道施設工事
- (2) 上下水道材料購入
- (3) 漏水調査業務

なお、(1)～(3)の対象業種に係る要件の詳細及び入札参加資格については、令和 5・6 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領に定める。

2 受付期間

令和 4 年12月 1 日 (木)～令和 4 年12月21日 (水) [当日消印有効]

※市内・市外・県外業者の受付期間を区分せず、同一の期間とします。

3 申請及び受付方法

※郵送での申請のみとなります。(窓口持参不可。)

4 提出書類等

令和 5・6 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領に定める。

※提出要領・申請書様式等の詳細につきましては、令和 4 年11月中旬に那覇市上下水道局ホームページへ掲載する予定です。

※CD-R にデータを保存後、必要書類に同封し郵送してください。

(送付された CD-R は返却しません)。

5 送付先・問い合わせ先

那覇市上下水道局 総務課 契約検査室

〒900-0006 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号

電話番号 直通 098-941-7809

